

一般名処方加算について

.....

当院では、後発医薬品の使用促進を図るとともに、医薬品の安定供給に向けた取り組みなどを実施しております。

当院では、後発医薬品のある医薬品名を指定するのではなく、薬剤の成分をもとにした一般名処方（一般的な名称により処方箋を発行すること※）を行う場合があります。

令和6年10月から医療上の必要性がないにもかかわらず、患者が長期収載品を選択した場合には、後発品との差額の1/4を患者様が負担する仕組み（選定療養）となっております。

一般名処方について、ご不明な点などがありましたら当院職員までご相談ください。

ご理解とご協力をお願い致します。

※一般名処方とは

お薬の「商品名」ではなく、「有効成分」を処方せんに記載することです。そうすることで供給不足のお薬であっても有効成分が同じ複数のお薬が選択でき患者様に必要なお薬が提供しやすくなります。



医療法人 明精会 会津西病院